

くらし悩みごと相談所

「くらしの悩みごと相談所」が、12月5日(火)高知よさこい咲都合同庁舎で開催されます。人権擁護委員が地域住民の皆さんの様々な悩みごと相談を行います。皆さんお気軽にお越しください。

◆日時 12月5日(火)

午前10時～正午  
午後1時～4時

(相談受付は午後3時30分まで)

◆場所 高知よさこい咲都合同庁舎

7F会議室

高知市栄田町2丁目2-10

◆相談担当者

弁護士資格や司法書士資格を有する人権擁護委員

◆相談内容 差別・暴行・虐待

いじめ・DVなど、法律・人権問題に関するあらゆる相談

◆料金 無料

相談内容の秘密は厳守します。※事前予約制です。

○お問い合わせ・お申し込み

高知県地方事務局 人権擁護課

☎088-822-3503

みんなで防ぐ障がい者虐待～住み慣れた地域で安心して暮らすために～

障害者虐待防止法では、虐待を受けた(または受けている)と思われる障がい者を発見した人は、すみやかに通報することが義務づけられています。虐待の早期発見、通報が問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。

◆虐待とは

- ①身体的虐待：暴行により体に傷や痛みを与えること
- ②性的虐待：無理やりわいせつなことをする、させること
- ③心理的虐待：言葉や態度で精神的苦痛を与えること
- ④経済的虐待：本人の同意なく財産や年金などを使うこと
- ⑤放棄・放任(ネグレクト)：世話や介助をせず、心身を衰弱させること

◆法の対象となる障がい者

身体、知的、精神など、そのほか心身に何らかの障がいがあり、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な方(18歳未満も含む)

○通報先・相談窓口

本庁健康福祉課福祉係

☎43-2116

認知症介護家族の座談会

認知症介護家族の座談会は、認知症の人を介護している家族が集まり、日々の介護の戸惑い、悩み、喜びなど、互いの思いを分かち合う集いです。

介護をしている人の思いや体験などを語り合い、交流しませんか。

参加をお待ちしています。

◆日時 12月19日(火)

午前10時～11時30分

◆場所 黒潮町保健福祉センター

2F健康研修室

○お問い合わせ・ご相談は

地域包括支援センター

☎43-2240



【お詫び・訂正】

広報くろしお11月号、1ページ 表紙の「わがまちデータ」に誤りがありました。お詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。

誤	15歳未満の年少人口	1,043人(比率8.90%) (男557人 女486人)
	65歳以上の高齢人口	4,844人(比率41.35%) (男2,029人 女2,815人)
正	15歳未満の年少人口	985人(比率8.59%) (男515人 女470人)
	65歳以上の高齢人口	4,841人(比率42.21%) (男2,041人 女2,800人)

2017(平成29)年9月30日現在



冬の道路の通行は、出発前の準備をしっかりと

四国の道路も、冬期は積雪や凍結によりスリップ事故や車の立ち往生が発生し、重大な事故・渋滞につながる場合があります。お出かけ前の情報収集と、冬用タイヤやチェーンの準備が必要です。

▼四国の道路情報はこちらから(「四国道路情報」で検索)

・パソコンから

<https://www.skr.mlit.go.jp/road/info/index.html>

・携帯電話、スマホから



○問い合わせ 道の相談室 ☎087-811-8460

国土交通省 四国地方整備局 道路部道路管理課

☎087-851-8061(代表)